

全国災対連ニュース 2017年4月12日 第122号

発行：災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会（略称・全国災対連）

〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階 全労連気付 電話 03-5842-5611 FAX03-5842-5620

原発事故自主避難者への住宅支援の継続、 住宅再建支援金 500 万円など 6 項目を要請

—内閣府、復興庁、厚労省、国交省、経産省に要請—



全国災対連は3月3日、第18回総会の終了後に、衆議院第2議員会館で省庁要請を行いました。内閣府、復興庁、厚労省、国交省に対して、福島原発事故の自主避難者に対する住宅支援策を継続することや、住宅再建支援金をただちに500万円に引き上げ、

半壊や一部損壊も支給対象とすることなどの6項目について、切実な実態をぶつけ実現を迫りました。経産省に対しては、原発をなくす全国連絡会と共同して、福島第2原発の廃炉、汚染水問題の解決などを求めました。回答は従来の域にとどまっており、被災者を先頭にした運動のさらなる発展、野党との共闘を強化し、行政や国会を動かすことが求められています。

原発事故からの自主避難者に対する住宅支援の継続を

内閣府は「災害公営住宅の整備などが概ね改善して、各市町村の復興状況に応じた対応が可能である。福島県の総合的な支援策の中で適切に支援いただくものと考えて

いる」、復興庁は「福島県と協力しながら、まだ行き先が決まっていない世帯にはしっかり対応するように引き続き相談に乗っている」と回答。

参加者からは「復興災害住宅ができたから打ち切るというが、住宅がないから全国

に散らばっているわけではない。原発事故が起きて、小さい子どもをかかえていたり、職場を失ったことなどで当面の住居を探したものだ。意味が全く違う。6年たつと避難した場所で生業、学校、仕事などがある。実態にあった支援策を継続してほしい」と強く訴えました。

生活再建支援金を500万円に半壊、一部損壊にも適用を

内閣府は「そもそも私有財産である個人財産に支援することについては、さまざまな議論があり、特に住宅については、個人の責任のもとに維持していくことが基本であると考えている」、「増額していくことについては、どこまで公的な支援をしていくべきなのか慎重に検討する必要がある」と回答しました。

参加者からは「県や自治体が独自に上乘せしているのは、現行の水準では再建する意欲につながらないからだ」、「熊本ではいまだに倒れそうなブロック塀をひもで応急処置したままや、ブルーシートがかかったままのところが多い。理由はお金の問題が大きい。一部損壊でも屋根瓦で100万円とか、500万円かかる人もいる。被災者の声をくんでほしい」と訴えました。

被災者の医療・介護の負担免除を拡充すること

厚労省は「熊本震災発生から約1年間、医療保険、介護保険ともに窓口負担および保険料の免除の全額に対して財政支援してきた。財政負担が特に顕著な市町村は、今後も窓口負担、保険料の算定において、半年間その負担割合に応じた財政支援を行う

こととしている。今後ともそのような仕組みを通して被災地の支援を行っていきたい」、「東日本大震災の場合は、既に半年間全額財政支援をしてきており、今回の熊本と同じような対応はできない」と回答しました。

参加者からは「宮城で仮設住宅などを訪問して行ったアンケートでは半数以上が生活が苦しいと回答。病院に行く回数や服薬を減らしている人もいる。住んでいる自治体によって減免のあるなしが違う。7割が負担減免の継続を要望している」、「自治体は制度全体、単年度の先行きが見えないからためらいがある。先が見える状況にしないと出し渋りが起き、決断ができない」と訴えました。



復興事業の地元負担を撤回し、自由に使える財源の確保を

復興庁は「自治体の自立の観点から復興事業費の一部を負担してもらおう。一般の災害への応急費と比べると負担を軽減し、原発被害などの基幹的事業には負担ゼロ。様々な具体化のなかで意見をいただいて対処できることは対処していきたい」と回答。

これに対して「自治体の財政能力を見ない。復興が遅れている自治体ほど負担が大きく不公平感がある。現場の市町村の声を聞いてほしい」と訴えました。



災害援護資金は東日本大震災と同等の扱いとすること

内閣府は「東日本大震災は各省の施策を束ねた特別法で利率の緩和が行われた。熊本では特別措置がなされていないので同様にするのは困難。利率3%は災害が起きたときの各市町村の事務費としてあてている」と回答。

これに対して参加者からは「熊本と東日本とで差があるのは不公平だ。今後も災害は起きるので、制度自体を東日本大震災時と同様に早期に見直しを」、「なぜ事務費まで被災者がもつのか。国が補てんすべき」、「内閣府の通知で自己破産や生活保護受給者でなくても自治体の判断で返済を免除できるといいながら、実際は生活保護水準でないからだめだと国が兵庫県に待ったをかけている。通知の趣旨を踏まえて自治体の判断を尊重しろ」などと追及しました。

内閣府は「現在、利率3%が適切かどうかの照会を各被災自治体に行っており、結

果を踏まえて検討する」と回答しました。

阪神・淡路大震災被災者に対する借り上げ住宅追い出しはやめて

国交省は「兵庫県、神戸市では高齢者、手厚い介護が必要な方は借り上げ住宅の継続入居を認め、住み替えに最長5年の猶予期間を設けて対応している。被災者の居住の安定は重要と考え、入居者の事情を勘案した対応をしていると承知している」と回答。

参加者からは「重度の障がい者を高層階に移して『いざというときは自分で逃げろ』、85歳以下は延長を一切認めないなど、人間のやることではない」、「丁寧な追い出し方をしているだけ。高齢者だけを残して、空き部屋は募集をかけていない。その団地は暗く、共益費も負担が大きく安全灯まで消さないといけない状況をつくっている。これのどこが丁寧な対応か」、「本来なら公営住宅に入居できるはずの人が、行政が整備しなかったから仕方なく借り上げに入った。20年での出るとの説明を満足に受けた人はほとんどいない」と、憲法や公営住宅法の趣旨に則って被災者を裁判に訴えている神戸市や西宮市の対応を指導するよう求めました。

以上

2017年3月3日

内閣総理大臣 殿
復興担当大臣 殿
厚生労働大臣 殿
国土交通大臣 殿

災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会
(略称・全国災対連)

災害被災者支援の抜本改善を求める要請

東日本大震災から6年が経過しようとしています。被災者の生活と生業の再建は依然としてきびしい状況が続いています。県内外での避難生活を余儀なくされている被災者はいまでも約13万人にのぼり、そのうち3万7千人余は応急仮設住宅での生活を強いられており、被災者に寄り添い、自立につながる支援策を抜本的に強化することが必要です。

福島原発事故は、放射性物質「閉じ込め」も溶融燃料や格納容器破損の実情把握も遅々として進まず、事故収束には程遠い状況です。汚染水対策は進まず、廃炉作業のめども立たない状況です。政府は、今年3月末までに帰還困難区域以外の避難指示の解除を行うとしています。それによって、原発被災者の損害賠償の打ち切りや自主避難者に対する住宅支援策を打ち切ることがあってはなりません。

国は、16年度から5年間を「復興・創生期間」としていますが、多くの被災者が生活と生業の再建に様々な困難を抱えており、生活再建支援制度の抜本拡充をはじめ、被災者に寄り添った支援を国の責任で実施することが求められます。

つきましては、被災者の生活と生業の再建にむけ、以下の課題を早期に実現するよう求めます。

記

- 1、福島原発事故からの自主避難者に対する住宅支援策を17年度も継続すること。
- 2、被災者生活再建支援制度を抜本改善し、支援金上限をただちに500万円に引き上げるとともに、半壊や一部損壊も支給対象とすること。
- 3、東日本大震災および熊本地震の被災者の医療・介護負担免除を拡充すること。
- 4、復興事業にかかる地元負担は撤回するとともに、地方自治体が自由に使える復興財源を確保すること。
- 5、熊本地震の被災者にかかる災害援護資金は、東日本大震災と同等の扱いとすること。
- 6、阪神・淡路大震災被災者に対する借上げ住宅からの強制的な追出しはやめ、希望者の継続入居を認めること。

以上

2017年3月3日

経済産業省大臣 殿

原発をなくす全国連絡会
災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会(略称・全国災対連)

福島第1原発事故に関わる要請

福島第1原発事故から6年を迎えようとしています。福島ではいまなお、8万人を超える県民が県内外に避難を強いられ、「震災・原発事故関連死」も「直接死」の1.3倍の2,129人(2/15現在)となり、増え続けています。

昨年11月22日、福島県沖震源のマグニチュード7.4、最大深度5弱の地震により、第2原発3号機の使用済燃料プールの冷却が1時間半にわたって停止、また第1原発では1メートルの津波によってシルトフェンスの一部が破損するトラブルが発生しました。このトラブルによって、あらためて原発は止まっても危険であること、また東京電力の地震・津波に対する備えの脆弱さが明らかになったと考えています。この事態をふまえ、昨年12月21日、福島県議会は全会派一致で、4度目となる第2原発4基の廃炉を求める意見書を採択しています。

東京電力は2月2日、福島第1原発2号機の原子炉格納容器内の放射線量について推定で最大530 Sv/hと発表しました。これは広島爆心地の線量103 Sv/hをはるかに上回り、その場に数十秒ただけで人間が死亡するレベルで、専門家も「想像もできない高線量だ」と絶句したと報道されています。さらに、東京電力は2月9日、530 Sv/hを上回る過去最高の650 Sv/hを推定したと発表しています。1号機(9Sv/h)・3号機(1Sv/h)も含め、いまだ人間が近づくことができない高線量の現場となっています。

さらに、廃炉作業を阻んでいる汚染水問題も解決のメドが立っていません。350億円もの国費を投じて、汚染水対策の切り札となる「凍土遮水壁」に取り組んでいますが、汚染水発生は毎日約300トンと遮水効果は表れていません。原子力規制委員会では「凍土遮水壁は破綻している」と厳しい指摘がなされ、田中委員長もまた「凍土壁にあまり関心はない」という見解を示したとの報道もあります。

つきましては、原発事故の収束と福島県の復興に向け、以下の課題を早急実現するよう求めます。

記

1. 「福島第2原発の廃炉」を福島県復興の大前提と位置付け、直ちに「福島第2原発の廃炉」を決断すること。

2. 「廃炉と汚染水対策は復興の大前提」という政府方針にのっとり、汚染水対策を着実に進めるため、地下水脈などの情報をはじめとする現状と課題を明らかにするとともに、国が前面に出て英知を結集して事にあたること。

以上